

# 令和 8 年度施策の概要

「儲かる農業」の実現に向けて農業農村整備事業を計画的・効率的に推進するため、必要な調査・計画を進めるほか、土地改良区等の適切な運営を確保するとともに体制強化を図る。

また、きめ細かな農業生産基盤の整備等の支援や、農地・土地改良施設の防災機能の維持向上や災害の未然防止及び被害解消、流域治水や内水氾濫対策のための事業等を行う。

農村の豊かな自然環境や景観等を活かした魅力ある地域づくりや、鳥獣被害防止対策を進め、地域資源を活用した農村地域の活性化に向けた取組を推進する。

## 1 農業農村整備に係る調査・計画・実証

- (1) 農業農村整備事業を計画的、効率的に推進するため、「水利用調査」、「土地利用調査」など基本的な調査や、農業農村整備事業を予定している地区の計画・調査を実施する。
- (2) 地域の担い手における更なる経営規模拡大の支援や、地域の用水問題の解決を図るため、ICT等を活用した水管理技術の導入を進める。

## 2 土地改良区等の指導及び体制強化

- (1) 土地改良事業の推進や土地改良施設の維持管理を通して、地域農業の振興に大きな役割を果たしている土地改良区等の適切な運営を確保するための検査・指導を行うとともに、組織及び運営基盤の強化を図るため合併等の統合整備を推進する。
- (2) 土地改良区等が、市町村や多面活動組織、水利組合等の関係者と地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、保全の取組を実施する体制を構築する水土里ビジョンの策定を推進する。
- (3) 土地改良事業により造成された施設の適正な維持管理を図るため、施設を管理する土地改良区等に対し、施設の補修費等を補助する。
- (4) 土地改良事業が円滑に施行されるよう、適正な法手続を行う。

## 3 農村地域の活性化の促進

- (1) 中山間地域等において、農業農村の有する多面的機能の良好な発揮と地域での住民活動の活性化を図るため、これらを推進する人材の育成を図る。
- (2) 都市農村交流団体の活動を促進するとともに、農山漁村における交流拠点施設や市民農園等の開設、農泊等を推進するための施設整備を支援し、農山漁村と都市との交流を進める。
- (3) 市町村と連携し国の交付金や県独自の事業を活用することにより、野生鳥獣による農作物の被害軽減を図る。
- (4) 農福連携に関して、農家からの相談への対応や農作業体験会を開催することなどにより、生産現場における新たな働き手の確保を促進する。

## 4 県単土地改良事業等の実施

- (1) 県単土地改良事業により、小規模な用排水施設等の基盤整備を行う土地改良区や市町村を支援する。
- (2) 生産性の向上や高収益作物の導入に向け、農地中間管理機構等により担い手へ集積・集約化された農地の区画拡大や排水改良など、耕作条件の改善を図る。

## 5 防災事業及び災害復旧事業の実施

- (1) 災害時に被災のおそれがあるため池等の農業用排水施設を、計画的に改修する。
- (2) 農地や土地改良施設、公共施設等の湛水被害を防止するため、排水機場・排水路等の整備を進める。
- (3) 地盤沈下により機能が低下した農業用排水施設等について、施設の機能回復を図る。
- (4) 地震や豪雨等の災害により、被災した農地や土地改良施設等の復旧を支援する。
- (5) 頻発化・激甚化する豪雨等の自然災害に適切に対応するため、流域治水の推進と併せ、水田の持つ洪水防止機能を強化する田んぼダムへの取組を進める。

## 6 土地改良工事の適切な執行

土地改良工事の適切な執行を図るため、工事に関わる検査及び指導を実施する。

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
農 村 計 画 課 1 地域振興対策費	千円 206,372	千円 国 庫 134,585	千円 71,787		
鳥 獣 被 害 防 止 対 策 費	206,372	国 庫 134,585	71,787	鳥獣被害防止総合対策事業費 (1) 市町村支援事業 187,976 ①鳥獣害防止総合支援事業 ・推進事業 1/2 以内 ・整備事業 1/2 以内 ②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ・推進事業 定額 (上限あり) ③イノシシを「近づけない」環境づくり の推進 (1/4 以内) (2) モデル地区、レンコン等被害軽減対策 17,660  鳥獣被害防止対策費 県推進事業費 736	国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、わなの購入経費や防除活動の経費、侵入防止施設等の整備費を助成することなどにより、市町村等で取り組む鳥獣被害防止活動を支援する。 また、県単補助金により、有害捕獲に係る捕獲活動経費への上乗せ助成や、国補対象とならない鳥獣被害防止施設等の設置への助成により市町村の取組を支援する。 さらに、「近づけない」対策を推進するため、県単の上乗せ助成制度により、市町村の取組を支援する。  野生鳥獣による農作物被害防止対策を進めるため、地域ぐるみの被害防止活動を支援する。
2 農村環境整備費	8,658	国 庫 2,500 繰入金 5,548 計 8,048	610		
住みよい農村環境 整備事業費	8,658	国 庫 2,500 繰入金 5,548 計 8,048	610	都市農村交流推進事業費 都市農村交流推進事業費 8,658	農業・農村に対する都市住民の理解を深めるため、都市農村交流実践者等の活動を支援する。
3 農地総務費	207,206	諸収入 111	207,095		
農地総務費	197,718	諸収入 37	197,681	職員給与費等	
農地諸費	9,488	諸収入 74	9,414	一般土地改良行政費	
4 土地改良管理 指 導 費	313,695	国 庫 17,840 負担金 1,490 手数料 80 財産収入 851 諸収入 121 計 20,382	293,313		

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要		
土地改良事業 推進対策費	千円 295,767	国庫	千円 17,840	千円 276,357	専門技術者調査委託費	<p>県営土地改良事業施行申請に伴う審査手続き上必要な専門技術者の調査報告事務を県土地改良事業団体連合会に委託する。</p> <p>21件</p> <p>土地改良事業が適正円滑に実施できるよう、土地改良区等地元実施体制の整備確立と他事業との調整について指導を行うとともに土地改良区運営の適正化を図るため、土地改良法に基づき3年に1回の割合で検査を行う。</p> <p>国実施 1改良区 県実施 57改良区（本課12、事務所45） 計 58改良区</p> <p>土地改良区の合併等を計画的に推進し、組織運営基盤の強化を図るため、合併を予定する土地改良区に対し、土地改良区統合整備計画策定等の経費を助成する。</p> <p>また、水土里ビジョンを策定する土地改良区に対し、地域協議会開催費用等、策定に必要な経費を助成する。</p> <p>さらに、合併等の啓発や機運醸成、統合整備推進方針等を策定する土地改良区統合整備推進協議会の運営等を行う。</p> <p>土地改良事業の施行に伴う諸問題の増加と土地改良施設管理の粗放化に対処するため、土地改良施設の点検、診断及び指導、土地改良施設維持管理適正化事業の推進に関する調査指導を行う県土地改良事業団体連合会に助成する。 150施設</p> <p>また、土地改良区の経営状況を把握し、将来の土地改良区の計画的な施設更新に向けて運営の健全化を図るため、土地改良区の経営診断等を行う県土地改良事業団体連合会に助成する。</p> <p>用排水機場等の土地改良施設機能の保持と耐用年数の確保を図るため、土地改良区等が定期的に適正な補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業に対し事業費の30%を助成する。</p> <p>事業主体：土地改良区等 （県は茨城県土地改良事業団体連合会を通して間接補助） 対象施設：68施設</p>	
		負担金	1,490		土地改良区検査指導費		523
		手数料	80		土地改良区組織運営基盤強化対策費		13,206
		計	19,410		国1/2、県1/2 国10/10		
				土地改良施設管理指導等事業費補助	10,143		
				国1/2、県1/2 国10/10 定額			
				土地改良施設維持管理適正化事業費補助	269,480		

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要												
土地改良財産 管 理 費	千円 17,928	千円 財産収入 851 諸収入 121 計 972	千円 16,956	土地改良財産管理費 13,706 湛水防除施設管理費補助 4,222	土地改良財産の適正な管理及び譲与の促進を図る。 県営湛水防除事業により造成された施設は、農地の湛水防除以外にも効果を有する公共的施設であるため、管理費の一部を補助する。 事業主体：市町村、土地改良区等 対象施設：湛水防除機場 44 施設												
5 土地改良事業費	3,178,781	国 庫 1,720,943 分担金 7,162 負担金 140,829 財産収入 5,224 繰入金 18,648 県 債 453,900 計 2,346,706	832,075														
県単土地改良 事 業 費	698,366	—	698,366	農業生産基盤整備事業費補助 664,766 <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>2/3～1/4</td> <td>1/3～3/4</td> </tr> </table> 調査設計事業費補助 25,600 <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>県</td> <td>地 元</td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> 事務費 8,000	負担区分	県	地元	事業費補助	2/3～1/4	1/3～3/4	負担区分	県	地 元	事業費補助	50%	50%	土地改良事業の円滑な推進を図るため、国補事業対象外の小規模土地改良事業を実施する。 事業実施地区 177 地区  県単土地改良事業の調査設計を実施する。 事業実施地区 6 地区
負担区分	県	地元															
事業費補助	2/3～1/4	1/3～3/4															
負担区分	県	地 元															
事業費補助	50%	50%															
水利調査費	300	国 庫 300	—	土地利用調査費 300 国委	社会情勢の変化に伴う土地利用や農業構造の変化などに対応した農業農村整備事業の展開方向の検討に資するため、各種基礎調査を実施する。  農業基盤情報基礎調査（国委） 事業実績及び農業生産基盤の整備状況を把握し、農業農村整備事業の計画的な実施のための基礎資料とする。												

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要									
土地改良計画 調 査 費	千円 149,184	千円 負担金 71,050	千円 78,134	土地改良事業施行予定地区計画調査費 145,184	<p>県営規模に該当する各種土地改良事業の実施希望地区について、申請により県が事業の調査計画を実施する。 事業実施地区 28地区</p> <p>経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、又は県営防災事業を実施する見込みのある地区を対象に、実施計画を策定する。 事業実施地区 一地区</p> <p>水利施設等保全高度化事業を実施する見込みのある地区を対象に実施計画を策定する。 事業実施地区 一地区</p> <p>環境と調和した農業農村整備事業を実施するために生態系の調査等を実施する。 事業実施地区 一地区</p> <p>畑地帯総合整備事業の啓発地区において、基礎調査等を実施し、事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る。 事業実施地区 2地区</p> <p>団体営土地改良事業が行われる予定地区について、調査・計画書作成を行う市町村・土地改良区等に対し補助を行う。 事業実施地区 一地区</p>									
				<table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>—</td><td>50%</td><td>50%</td></tr> </table>		負担区分	国	県	地元	事業費	—	50%	50%	
				負担区分		国	県	地元						
				事業費		—	50%	50%						
				実施計画策定費 —		<table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>55・50%</td><td>22.5 ・25%</td><td>22.5 ・25%</td></tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	55・50%	22.5 ・25%	22.5 ・25%
				負担区分		国	県	地元						
				事業費		55・50%	22.5 ・25%	22.5 ・25%						
				実施計画策定費 (ストマネ) —		<table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>100%</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	100%	—	—
				負担区分		国	県	地元						
				事業費		100%	—	—						
田園環境整備計画策定費 —	<table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>—</td><td>1/3</td><td>2/3</td></tr> </table>	負担区分	国	県	市町村	事業費	—	1/3	2/3					
負担区分	国	県	市町村											
事業費	—	1/3	2/3											
産地育成畑地整備促進事業費 4,000	<table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>—</td><td>75%</td><td>25%</td></tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	—	75%	25%					
負担区分	国	県	地元											
事業費	—	75%	25%											
団体営調査設計事業費 —	<table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>50%</td><td>14%</td><td>36%</td></tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	50%	14%	36%					
負担区分	国	県	地元											
事業費	50%	14%	36%											

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要					
農村地域防災 減災事業費	千円 998,738	千円 国庫 525,035 分担金 7,162 負担金 69,779 県債 357,000 計 958,976	千円 39,762	【県営ため池等整備事業】 450,346	河川内にある農業用河川工作物の構造が不相当又は不十分であるもの、又は耐震補強対策の必要がある土地改良施設の整備、補強などを行う。  事業実施地区 2地区					
				・農業用河川工作物応急対策事業（大規模）		河川内にある農業用河川工作物の構造が不相当又は不十分であるもの、又は耐震補強対策の必要がある土地改良施設の整備、補強などを行う。  事業実施地区 2地区				
				工事費 170,400						
				事務費 11,376						
				負担区分			国	県	地元	
				工事費			55%	37%	8%	
				事務費			—	100%	—	
				・用排水施設等整備事業			築造後における自然的・社会的状況の変化に対応して、早急に整備を要する農業用排水施設の改修を行う。 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定する。  事業実施地区 2地区			
				工事費 151,000						
				事務費 10,325						
				負担区分				国	県	地元
				工事費				定・55%	—・28%	—・17%
				事務費				—	100%	—
				・防災重点農業用ため池緊急整備事業				耐震性の向上や地震からの安全を確保するために必要な管理施設の整備、豪雨による決壊の防止など、防災重点農業用ため池の改修や附帯施設の整備を行う。  事業実施地区 7地区		
				工事費 85,860						
事務費 5,790										
負担区分	国	県	地元							
工事費	55・50%	34%	11・16%							
事務費	—	100%	—							
・農業水路等長寿命化・防災減災事業	防災重点農業用ため池の適正な管理と保全を図るため、茨城県ため池サポートセンターを設置し、ため池の点検調査やパトロールを行うとともに、市町村や管理者等の技術的な相談に対応する。  事業実施地区 1地区									
工事費 14,600										
事務費 995										
負担区分		国	県	地元						
工事費		定	—	—						
事務費		—	100%	—						

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																																				
	千円	千円	千円	<p>【団体営ため池等整備事業】 252,202</p> <p>・農業用河川工作物応急対策事業（小規模）</p> <p>  工事費補助 245,640</p> <p>  事務費 6,562</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>42%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【湛水防除事業】 53,750</p> <p>  工事費 50,000</p> <p>  事務費 3,750</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>55%</td> <td>27・ 22.5%</td> <td>18 ・22.5%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地盤沈下対策事業】 242,440</p> <p>  工事費 226,440</p> <p>  事務費 16,000</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>55%</td> <td>39%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	42%	8%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	55%	27・ 22.5%	18 ・22.5%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	55%	39%	6%	事務費	—	100%	—	<p>河川内にある農業用河川工作物の構造が不適當又は不十分であるもの、又は耐震補強対策の必要がある土地改良施設の整備、補強などを行う。</p> <p>事業実施地区 1地区</p> <p>立地条件の変化等により湛水被害が生じている地域において排水機場、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行い、被害を防止する。</p> <p>事業実施地区 1地区</p> <p>地盤の沈下に起因して生じた農業用施設の効用の低下を回復し、沈下により生じた被害を復旧する。</p> <p>事業実施地区 2地区</p>
負担区分	国	県	地元																																						
工事費	50%	42%	8%																																						
事務費	—	100%	—																																						
負担区分	国	県	地元																																						
工事費	55%	27・ 22.5%	18 ・22.5%																																						
事務費	—	100%	—																																						
負担区分	国	県	地元																																						
工事費	55%	39%	6%																																						
事務費	—	100%	—																																						

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要								
耕作条件改善事業費	千円 599,921	千円 国庫 492,208 県債 96,900 計 589,108	千円 10,813	耕作条件改善事業費補助 599,921 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>55・50% 定額</td> <td>21・18・14% —</td> <td>24~36% —</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費補助	55・50% 定額	21・18・14% —	24~36% —	農地の大区画化・汎用化等のきめ細かな基盤整備を支援し、農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を促進する。  30地区
	負担区分	国	県	地元									
事業費補助	55・50% 定額	21・18・14% —	24~36% —										
水田水管理低コスト化事業費	10,000	国庫 5,000	5,000	水田水管理低コスト化事業費 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>—</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	50%	50%	—	用水機場単位で水位センサー、自動給水栓を水田へ導入し、スマートフォン等から遠隔監視を行うことで、水管理労力や、用水ポンプの運転時間の削減を図る。
負担区分	国	県	地元										
事業費	50%	50%	—										
田んぼダム促進緊急対策事業費	698,400	国庫 698,400	—	田んぼダム促進緊急対策事業費 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	100%	—	—	頻発・激甚化する水害リスクの増大に備えるために、水田に降った雨水を一時的に水田に貯め、排水路や河川等への流出を抑制する「田んぼダム」の取組を促進する。
負担区分	国	県	地元										
事業費	100%	—	—										
ふるさと水と土保全対策費	23,872	財産収入 5,224 繰入金 18,648 計 23,872	—	ふるさと水と土基金積立金 5,224 ふるさと水と土保全対策事業費 18,648	中山間地域や棚田地域において、土地改良施設やこれと一体的に保全することが必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、基金の運用益等の活用により、農業・農村の重要性を理解するために必要な取組等を支援する。 1. 調査研究事業 2. 研修事業 3. 推進事業								

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																												
6 災害耕地復旧費	千円 80,685	千円 国 庫 62,800 負担金 2,500 県 債 13,700 計 79,000	千円 1,685		農地及び農業用施設等の災害や突発事故による被害を復旧し、農業生産の維持と農業経営の安定を図る。																												
過年災害復旧費	4,170	国 庫 3,900 県 債 200 計 4,100	70	団体営 4,170 過年災害工事費補助 3,900 事務費 270 <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過年災害 工事費 補助</td> <td>50・65%</td> <td>—</td> <td>35・50%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	過年災害 工事費 補助	50・65%	—	35・50%	事務費	—	100%	—																	
負担区分	国	県	地元																														
過年災害 工事費 補助	50・65%	—	35・50%																														
事務費	—	100%	—																														
現年災害復旧費	76,515	国 庫 58,900 負担金 2,500 県 債 13,500 計 74,900	1,615	県営 現年災害工事費 16,000 団体営 災害工事費補助 34,900 <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営</td> <td>50・65%</td> <td>25</td> <td>25・10%</td> </tr> <tr> <td>現年災害工 事 費 補 助</td> <td>50・65%</td> <td>—</td> <td>50・35%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 突発事故復旧事業費 20,590 工事費補助 20,590 <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>21%</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 事務費 5,025	負担区分	国	県	地元	県 営	50・65%	25	25・10%	現年災害工 事 費 補 助	50・65%	—	50・35%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	21%	29%	事務費	—	100%	—	
負担区分	国	県	地元																														
県 営	50・65%	25	25・10%																														
現年災害工 事 費 補 助	50・65%	—	50・35%																														
事務費	—	100%	—																														
負担区分	国	県	地元																														
工事費	50%	21%	29%																														
事務費	—	100%	—																														

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
7 後継者育成費	千円 982	千円 —	千円 982		
強い経営体づくり 支援事業費	982	—	982	農福連携推進事業費 982	農福連携に関する情報の共有や周知、農作業体験会の開催等により、農業経営体の多様な労働力の確保を支援する。
農村計画課計	3,996,379	国庫 1,938,668 分担金 7,162 負担金 144,819 手数料 80 財産収入 6,075 繰入金 24,196 諸収入 232 県債 467,600 計 2,588,832	1,407,547		

# 令和 8 年度施策の概要

## 1 生産基盤の整備

- (1) 水田においては、経営体育成基盤整備事業により、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水等の整備を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用して担い手への農地の集積・集約を促進し、農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を目指す。
- (2) 畑地においては、県営畑地帯総合整備事業により、区画整理や農道等の生産基盤を整備するとともに、農地中間管理機構等を活用して担い手への農地の集積を促進し、農業の競争力強化に向けて効率的な畑作営農の実現を目指す。また、高品質な青果物を安定的に供給できる産地づくりを進めるため、県営畑地帯総合整備事業等による畑地かんがい施設の整備や畑地かんがい営農確立普及事業等による畑地かんがいの利用の促進を図る。
- (3) 農産物の生産に必要な農業用水の安定供給、排水条件の改善等を図るため、県営かんがい排水事業等により用排水機場や用排水路等の農業用排水施設の整備を進める。また、県営事業等で造成した基幹的農業水利施設について、機能診断結果や機能保全計画に基づき劣化の状況に応じた適切な対策工事を行い、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

## 2 農村の環境整備

- (1) 農村集落における生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、し尿や生活雑排水等の汚水を処理する農業集落排水施設の整備や接続に向けた取組を支援する。また、農業集落排水施設の長寿命化を図るため、施設管理者が実施する機能診断調査や対策工事等を支援する。
- (2) 農村の振興を図るため、農道や農業用排水路等の農業生産基盤および農村生活環境の整備を進め、さらに農産物流通の合理化等による地域農業の振興を図るため、基幹的農道の整備を進める。
- (3) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度の活用により地域が共同で行う地域資源（農用地、水路、農道等）の保全管理及び施設の補修、中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）の農業生産活動を支援する。

## 3 基幹的農業水利施設の適正な管理

国営土地改良事業等により造成された基幹的農業水利施設は、農業生産基盤の根幹を担う重要な施設であるとともに、国土保全や地下水涵養等の多面的かつ公益的な機能を有していることから、施設機能の適正な発揮のため、管理者である市町村に対し管理費を支援する。

## 4 換地処分の促進

区画整理を伴う土地改良事業を契機として農地の集団化や担い手への農地の利用集積を図るため、換地業務従事者への研修・指導や異議紛争の解決に向けた取組等により、換地処分を円滑に進める。

## 5 国営土地改良事業及び関連事業の推進

国（農林水産省）と地元市町村、土地改良区等と協議調整を行い、国営土地改良事業の円滑な推進を図るとともに、国営土地改良事業と密接に関連する県営かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業、県営畑地帯総合整備事業等の推進を図る。

## 6 国土調査の推進

国土調査について、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき推進する。

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																				
	千円	千円	千円																						
農 地 整 備 課																									
1 地域振興対策費	40,650	国庫 27,672	12,978																						
山村振興対策費	40,650	国庫 27,672	12,978	中山間地域等直接支払交付金事業費 中山間地域等直接支払交付金 37,646 市町村推進事業費補助 2,300 県推進事業費 704	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保する観点から、直接支払を実施する。 事業主体 農業者の組織する団体等 事業期間 R7～R11 (5年間)																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接支払交付金</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>〃 (特認)</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村事業費</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>推進事業費</td> <td>定額</td> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	市町村	直接支払交付金	1/2	1/4	1/4	〃 (特認)	1/3	1/3	1/3	市町村事業費	定額	—	—	推進事業費	定額	定額	—	
負担区分	国	県	市町村																						
直接支払交付金	1/2	1/4	1/4																						
〃 (特認)	1/3	1/3	1/3																						
市町村事業費	定額	—	—																						
推進事業費	定額	定額	—																						
2 農地総務費	128,750	諸収入 254	128,496																						
農地諸費	5,630	諸収入 222	5,408	一般土地改良行政費 一般行政費 4,754 建設工事国庫支出金等変換金 876																					
農地総務費	123,120	諸収入 32	123,088	職員給与費等																					
3 土地改良管理指導費	1,334,364	国庫 571,485 負担金 2,061 諸収入 432,987 県債 7,200 計 1,013,733	320,631																						
農地集団化事業費	514,733	国庫 76,800 諸収入 432,987 計 509,787	4,946	土地改良換地等強化事業費補助 3,100   換地調整事務費 3,646 県営換地清算金処理費 432,987	土地改良事業の施行にあたり、換地事務の円滑な処理体制の確立等を図る技術向上研修等を行う県土地改良事業団体連合会に対し助成する。さらに、受益地内の所有者不明土地等が事業実施に支障があり、所有者不明土地管理制度を活用する土地改良区に助成する。  土地改良法第89条の2第11項の規定に基づき、県営換地清算金の支払・徴収を関係土地改良区との間で行う。 2地区 2換地区 (140.5ha)																				

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要											
	千円	千円	千円	国営茨城中部地区換地等事務費 75,000	国営土地改良事業茨城中部地区に係る（受託）換地事務を実施し、農地の土地利用の再編、担い手への農地利用集積を進め、生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の早期確保を図る。（13換地区、675ha）											
国営土地改良 財産管理費	819,631	国庫 494,685 負担金 2,061 県債 7,200 計 503,946	315,685	基幹水利施設管理事業費 事業費補助 439,080 事務費 1,049	国から管理委託されている大規模で公共性の高い頭首工・用排水機場・幹線用排水路などの国営事業造成施設について、市町村等が土地改良区と連携を図り地域の農業実態や社会情勢の変化に対応した管理を行い、当該施設の効率的な運用を一層図るため、当該管理に係る事業費等について国及び県が同率の30%を事業主体に補助する。 対象地区 4地区 対象施設 17 機場・1頭首工											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費補助</td> <td>30%</td> <td>30%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		負担区分	国	県	地元	事業費補助	30%	30%	40%	事務費	—	100%
負担区分	国	県	地元													
事業費補助	30%	30%	40%													
事務費	—	100%	—													
				水利施設管理強化事業費 事業費補助 374,177 事務費 5,325	農業水利施設は、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有しているが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められているため、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図る。 対象地区 9地区											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費補助</td> <td>50%</td> <td>20%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		負担区分	国	県	市町村	事業費補助	50%	20%	30%	事務費	—	100%
負担区分	国	県	市町村													
事業費補助	50%	20%	30%													
事務費	—	100%	—													

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要												
4 土地改良事業費	千円 10,888,548	千円 国庫 4,726,461 分担金 606,266 負担金 790,967 繰入金 26,000 県債 2,545,800 計 8,695,494	千円 2,193,054														
国営土地改良事業負担金	1,363,205	負担金 5,440 県債 759,900 計 765,340	597,865	国営土地改良事業負担金	土地改良法等の規定に基づいて、国営土地改良事業の負担金を国へ納付する。 国営土地改良事業 那珂川沿岸地区外2地区 突発事故復旧事業費（国直轄）												
基幹農道整備事業費	96,550	国庫 45,000 負担金 20,250 県債 28,100 計 93,350	3,200	基幹農道整備事業費 工事費 90,000 事務費 6,550 <table border="1" data-bbox="1350 1228 1893 1375"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	27.5%	22.5%	事務費	-	100%	-	農村地域を対象とした受益面積50ha以上、総事業費1億円以上、全幅員4.0m以上を有する基幹的な農道や農道網の整備を行う。 事業実施 県営1地区（日立市伊師地区）
負担区分	国	県	地元														
工事費	50%	27.5%	22.5%														
事務費	-	100%	-														
基盤整備促進事業費	119,850	国庫 79,900 県債 20,100 計 100,000	19,850	基盤整備促進事業費 工事費補助 119,850 <table border="1" data-bbox="1341 1596 1905 1764"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費補助</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費補助	50%	25%	25%	農業生産性を向上させ、効率的・安定的な農業経営を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい基盤整備に対し補助する。 ・かんがい排水 2地区（うち国営関連 2地区） 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に対し補助する。				
負担区分	国	県	地元														
工事費補助	50%	25%	25%														

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																
農地利用集積 促進事業費	千円 169,009	千円 国庫 105,661	千円 63,348	経営体育成関連流動化促進事業費  高生産性農業集積促進事業費 163,089 土地利用調整指導事業費 80 土地利用調整推進事業費補助 5,840 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>指導費</td> <td>50% (55%) 〈 100% 〉</td> <td>50%(45%) 〈 - 〉</td> <td>- 〈 - 〉</td> </tr> <tr> <td>推進費</td> <td>50% (55%) 〈 100% 〉</td> <td>25% 〈 - 〉</td> <td>20~25% 〈 - 〉</td> </tr> <tr> <td>促進費</td> <td>50% ( 55% )</td> <td>33.3% ( 30% )</td> <td>16.7% ( 15% )</td> </tr> </table> ※ ( ) は過疎、山振地域等 ※ 〈 〉 は水田貯留機能向上支援	負担区分	国	県	市町村	指導費	50% (55%) 〈 100% 〉	50%(45%) 〈 - 〉	- 〈 - 〉	推進費	50% (55%) 〈 100% 〉	25% 〈 - 〉	20~25% 〈 - 〉	促進費	50% ( 55% )	33.3% ( 30% )	16.7% ( 15% )	経営体への農地の利用集積を促進し、生産性の高い農業構造の実現を図るため、経営体育成基盤整備事業等の実施地区において市町村等が行う土地利用調整活動等に対して支援する。 土地利用調整事業 8地区 高生産性農業集積促進事業 61地区
負担区分	国	県	市町村																		
指導費	50% (55%) 〈 100% 〉	50%(45%) 〈 - 〉	- 〈 - 〉																		
推進費	50% (55%) 〈 100% 〉	25% 〈 - 〉	20~25% 〈 - 〉																		
促進費	50% ( 55% )	33.3% ( 30% )	16.7% ( 15% )																		
ふるさと農道 整備事業費	41,200	負担金 12,000 県債 26,200 計 38,200	3,000	ふるさと農道整備事業費 工事費 40,000 事務費 1,200 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>-</td> <td>70%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費	-	70%	30%	事務費	-	100%	-	集落間や集落と基幹的道路などを結ぶ農道を整備し、農村地域の定住環境の改善等を図る。受益面積50ha以上、総事業費6千万円以上を有する農道整備を行う。 事業実施 県営 2地区（下妻市 総上・豊加美地区ほか） ※ 過疎、山振等地域では、受益面積概ね30ha以上				
負担区分	国	県	地元																		
工事費	-	70%	30%																		
事務費	-	100%	-																		
国営土地改良 事業推進費	327	-	327	国営土地改良事業推進対策費	国営鹿島南部地区事業により造成された水利施設の有効利用を図るため、末端整備（特に畑地基盤整備）を推進する。																

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																																			
霞ヶ浦用水事業推進費	千円 1,788	千円 —	千円 1,788	霞ヶ浦用水事業推進事業費 532	霞ヶ浦用水地区における畑地用水営農を推進するため、関係機関・団体と調整を図りながら、農業者の理解醸成と末端整備の計画的な実施に向けた説明会や個別訪問等を行う。																																			
				霞ヶ浦用水事業推進費補助 1,256	霞ヶ浦用水土地改良区に対し、その事業の一部を補助し、地元体制の強化及び用水事業の円滑な促進を図る。																																			
那珂川沿岸土地改良事業推進費	12,614	負担金 200	12,414	那珂川沿岸土地改良事業推進対策費 地元負担 1/2	国営農業水利事業那珂川沿岸地区の事業推進とその効果発現に必要な関連事業の策定及び推進体制の強化を図る。																																			
霞ヶ浦用水施設管理費	390,954	—	390,954	霞ヶ浦用水施設管理費	公共性の高い水資源機構営霞ヶ浦用水事業の送水施設の管理費を負担する。																																			
県営かんがい排水事業費	1,612,015	国庫 734,500 分担金 108,375 負担金 232,400 県債 483,000 計 1,558,275	53,740	県営かんがい排水事業費 工事費 1,507,000 事務費 105,015	農業用水の安定供給、排水条件の改善などを行うため、農業用排水施設の整備を行う。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>継続</td> <td>新規</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>一般型</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>排水対策特別型</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>農地集積促進型</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>簡易整備型</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>基幹水利ストマネ事業</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>18</td> </tr> </table>			継続	新規	計	一般型	4	—	—	4	排水対策特別型	—	—	—	—	農地集積促進型	4	—	—	4	簡易整備型	1	—	—	1	基幹水利ストマネ事業	6	3	—	9	合計	15	3	—	18
							継続	新規	計																															
一般型	4	—	—	4																																				
排水対策特別型	—	—	—	—																																				
農地集積促進型	4	—	—	4																																				
簡易整備型	1	—	—	1																																				
基幹水利ストマネ事業	6	3	—	9																																				
合計	15	3	—	18																																				
負担区分	国	県	地元負担																																					
工事費	50・55%	25～31%	15～25%																																					
事務費	—	100%	—																																					

県営畑地帯総合整備事業費	1,120,775	国庫 530,500 分担金 137,735 負担金 94,690 県債 284,500 計 1,047,425	73,350	県営畑地帯総合整備事業費 工事費 1,045,000 事務費 75,775	畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの生産基盤の整備や、農業集落道などの環境整備など、畑地帯における総合的な整備を行う。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>継続</td> <td>新規</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>担い手支援型</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>担い手育成型</td> <td>13</td> <td>—</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>高収益作物導入促進型</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>15</td> </tr> </table>		継続	新規	計	担い手支援型	1	—	1	担い手育成型	13	—	13	高収益作物導入促進型	1	—	1	合計	15	—	15
						継続	新規	計																	
担い手支援型	1	—	1																						
担い手育成型	13	—	13																						
高収益作物導入促進型	1	—	1																						
合計	15	—	15																						
負担区分	国	県	地元負担																						
工事費	50～55%	25～30%	15～25%																						
事務費	—	100%	—																						

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																																												
中山間地域農業基盤整備促進事業費	千円 30,000	千円 -	千円 30,000	中山間地域農業基盤整備促進事業費 30,000 <table border="1" data-bbox="1359 363 1813 457"> <tr> <td>負担区分</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>62.5%</td> <td>37.5%</td> </tr> </table>	負担区分	県	地元	工事費	62.5%	37.5%	生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等を行う簡易な基盤整備に対し補助し、特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、意欲のある農業者を育成する。																																						
負担区分	県	地元																																															
工事費	62.5%	37.5%																																															
畑地かんがい整備推進費	14,806	国庫 6,500 県債 6,200 計 12,700	2,106	畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費 13,000 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費事務費 975 畑地かんがい営農確立普及事業費 831	畑かん効果の普及啓発を行い、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上や農業者所得の増加を図る。																																												
多面的機能支払事業費	1,626,368	国庫 1,095,293	531,075	多面的機能支払事業費 農地維持支払交付金 902,991 資源向上支払交付金 690,236 多面的機能支払推進交付金 33,141  負担割合 <table border="1" data-bbox="1359 1203 1938 1392"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>農地維持</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>資源向上</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>推進交付金</td> <td>10/10</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	農地維持	1/2	1/4	1/4	資源向上	1/2	1/4	1/4	推進交付金	10/10	-	-	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。 ・事業主体：「農業者のみ」又は「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織 ・事業期間：5年間 ・交付単価：農地維持支払 (単位：円/10a) <table border="1" data-bbox="1952 1115 2769 1209"> <tr> <td></td> <td>田</td> <td>畑</td> <td>草地</td> </tr> <tr> <td>基準単価</td> <td>3,000</td> <td>2,000</td> <td>240</td> </tr> </table> ・交付単価：資源向上支払 (単位：円/10a) <table border="1" data-bbox="1952 1255 2769 1581"> <tr> <td></td> <td>田</td> <td>畑</td> <td>草地</td> </tr> <tr> <td>地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1</td> <td>2,400</td> <td>1,440</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>加算単価 ※2</td> <td>400</td> <td>240</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>加算単価 ※3</td> <td>400</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>施設の長寿命化のための活動</td> <td>4,400</td> <td>2,000</td> <td>400</td> </tr> </table>		田	畑	草地	基準単価	3,000	2,000	240		田	畑	草地	地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1	2,400	1,440	240	加算単価 ※2	400	240	40	加算単価 ※3	400	-	-	施設の長寿命化のための活動	4,400	2,000	400
負担区分	国	県	地元																																														
農地維持	1/2	1/4	1/4																																														
資源向上	1/2	1/4	1/4																																														
推進交付金	10/10	-	-																																														
	田	畑	草地																																														
基準単価	3,000	2,000	240																																														
	田	畑	草地																																														
地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1	2,400	1,440	240																																														
加算単価 ※2	400	240	40																																														
加算単価 ※3	400	-	-																																														
施設の長寿命化のための活動	4,400	2,000	400																																														
					※1 多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は5/6を乗じた単価 ※2 多面的機能の増進を図る活動を新たに1つ以上増加した場合に加算 ※3 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、水田の雨水貯留機能の強化を推進する場合に加算																																												

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																																
経営体育成基盤整備事業費	千円 3,797,854	千円 国庫 1,825,086 分担金 360,156 負担金 412,827 県債 916,200 計 3,514,269	千円 283,585	経営体育成基盤整備事業費 工事費 3,545,172 事務費 252,682 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>50~55% (62.5%)</td> <td>27.5~30% (27.5%)</td> <td>15~22.5% (10%)</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> ※( )は機構関連	負担区分	国	県	地元	工事費	50~55% (62.5%)	27.5~30% (27.5%)	15~22.5% (10%)	事務費	—	100%	—	地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を踏まえ、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤を整備するとともに、担い手への農地の利用集積を促進する。 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>継続</th> <th>新規</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>42</td> <td>3</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>土地改良総合整備</td> <td>17</td> <td>—</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>機構関連</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>63</td> <td>4</td> <td>67</td> </tr> </table>		継続	新規	計	ほ場整備	42	3	45	土地改良総合整備	17	—	17	機構関連	4	1	5	合計	63	4	67
負担区分	国	県	地元																																		
工事費	50~55% (62.5%)	27.5~30% (27.5%)	15~22.5% (10%)																																		
事務費	—	100%	—																																		
	継続	新規	計																																		
ほ場整備	42	3	45																																		
土地改良総合整備	17	—	17																																		
機構関連	4	1	5																																		
合計	63	4	67																																		
P C B 廃棄物処理促進事業費	1,600	国庫 1,600	—	P C B 廃棄物処理促進事業費 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table>	負担区分	国	地元	事業費補助	50%	50%	土地改良区等が保管または使用するP C B含有機器の収集・運搬費用を助成することで、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を促進する。																										
負担区分	国	地元																																			
事業費補助	50%	50%																																			
農業水利施設強靱化促進事業費	20,000	負担金 3,500	16,500	農業水利施設強靱化促進事業費 事務費 18,588 事業事務費 1,412	管理体制が脆弱化しつつある農業水利施設の施設管理と保全管理の体制構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台帳の整備、水利用再編に関する調査、検討等を行う。 保全管理強化 2地区 施設監視支援 2地区																																
水田畑地化推進事業費	76,500	—	76,500	水田畑地化推進事業費 畑地化基盤整備費補助 69,625 畑地化調査・調整事業費補助 0  畑地化指導事業費 6,192  事務費 683	米中心の営農から野菜など高収益な作物中心の営農への転換を推進するため、水田の畑地化のために必要な整備などを支援する。																																

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																																								
農業集落排水事業費	千円 323,975	千円 国庫 267,001 繰入金 26,000 計 293,001	千円 30,974	団体営農業集落排水事業費	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。																																								
				工事費補助 267,001 事務費 7,322 農業集落排水事業推進交付金 23,652		工事費補助 改築 7地区 (筑西市 谷部地区ほか) 計 4市町  調査 6地区 (笠間市 安居地区ほか) 計 6市  機能診断 3施設 (桜川市)  最適整備構想 3市 (筑西市ほか)  維持管理適正化計画 2施設 (常陸大宮市ほか) 2市  農業集落排水事業推進交付金 7施設 6市 (古河市ほか)																																							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費補助</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>50%</td> <td>-</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>調査</td> <td>50% (注)</td> <td>-</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>機能診断</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>最適整備構想</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>維持管理適正化計画</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[50%]</td> <td>[50%]</td> <td>[-]</td> </tr> <tr> <td>推進交付金※</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>[ ]は汚水処理設備整備交付金            ※県は農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で、事業費の10% (霞ヶ浦流域は13.5%) を交付。            (注) 農村整備事業活用市町村のうち、今まで農集排発生汚泥を農地還元してこなかった市町村が、今後農集排発生汚泥の全量を農地還元する計画を立てると、国100%の定額助成となる。</p>	負担区分	国	県	地元	工事費補助				工事	50%	-	50%	調査	50% (注)	-	50%	機能診断	100%	-	-	最適整備構想	100%	-	-	維持管理適正化計画	100%	-	-	事務費	-	100%	-		[50%]	[50%]	[-]	推進交付金※	-	100%	-	
負担区分	国	県	地元																																										
工事費補助																																													
工事	50%	-	50%																																										
調査	50% (注)	-	50%																																										
機能診断	100%	-	-																																										
最適整備構想	100%	-	-																																										
維持管理適正化計画	100%	-	-																																										
事務費	-	100%	-																																										
	[50%]	[50%]	[-]																																										
推進交付金※	-	100%	-																																										
				農業集落排水施設接続支援事業費 26,000	霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域において、農業集落排水施設への接続支援事業を行う市町村に対して補助する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間：平成20年度から令和8年度 (森林湖沼環境税)</li> <li>補助対象：供用開始後3年以内の接続                さらに、霞ヶ浦流域限定で供用開始後4年目以降も対象</li> <li>補助額：市町村が交付する額の1/2 (ただし、1戸あたり2万円を限度)                さらに、霞ヶ浦流域限定で「65歳以上または18歳未満の方のいる世帯」のうち世帯収入600万円未満の世帯に対し、接続工事費を最大31万円補助                ※世帯収入は目安であり、世帯構成等により異なる</li> </ul>																																								

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																				
中山間地域農村 活性化総合 整備事業費	千円 69,158	千円 国庫 35,420 負担金 9,660 県債 21,600 計 66,680	千円 2,478	県営中山間地域総合整備事業費 工事費 64,400 事務費 4,758 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業生産基盤</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>農村生活環境</td> <td>55%</td> <td>25%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費				農業生産基盤	55%	30%	15%	農村生活環境	55%	25%	20%	事務費	-	100%	-	中山間地域における農業生産基盤や生活環境基盤等の整備を総合的・一体的に行い、農業農村の活性化を図る。  実施地区 県 営 1 地区 (高萩市 高萩地区)
負担区分	国	県	地元																						
工事費																									
農業生産基盤	55%	30%	15%																						
農村生活環境	55%	25%	20%																						
事務費	-	100%	-																						
5 国土調査費	428,468	国庫 284,824	143,644																						
国土調査 事業費補助	423,540	国庫 282,360	141,180	地籍調査事業費補助 423,540 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	50%	25%	25%	水戸市等 21 市町の地籍調査事業費補助												
負担区分	国	県	地元																						
事業費	50%	25%	25%																						
国土調査事業費	4,928	国庫 2,464	2,464	地籍調査指導事務費 4,928 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	事務費	50%	50%	水戸市等 21 市町に対する検査指導事務費														
負担区分	国	県																							
事務費	50%	50%																							
農地整備課計	12,820,780	国庫 5,610,442 分担金 606,266 負担金 793,028 繰入金 26,000 諸収入 433,241 県債 2,553,000 計 10,021,977	2,798,803																						